

東京医科歯科大学病院診療録等審査管理委員会規則

平成26年 3月31日
規則 第 17号

(設置)

第1条 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に基づき、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）に、診療記録等審査管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本院における診療記録等を適正に管理し、診療記録の精度向上をはかることおよび適切な診断を含めた診断群分類の決定を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科(医学系)の臨床系又は病院所属の医師である教員2名(内科系1名、外科系1名)
- (2) 大学院医歯学総合研究科(歯学系)の臨床系又は病院所属の歯科医師である教員2名
- (3) 保険医療管理部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 医療情報部長
- (6) 看護部長
- (7) 保険医療管理部副部長
- (8) 臨床栄養部副部長(管理栄養士)
- (9) 検査部臨床検査技師長
- (10) 診療放射線技師長
- (11) 医事一課長
- (12) 医事二課長
- (13) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号、第2号及び第13号の委員は、病院長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 第1項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療記録の管理・処分に関すること。
- (2) 診療記録の記載方法を定めるとともに、評価を行うこと。
- (3) その他診療記録に必要な事項に関すること。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置き、保険医療管理部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会は、専門的な事項を処理させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、病院事務部医事一課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(その他)

第12条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学医学部附属病院診療記録等管理委員会規則(平成20年規則第49号)は廃止する。

附 則(平成28年3月24日規則第65号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 東京医科歯科大学医学部附属病院診療録管理等小委員会内規(平成26年3月31日医学部附属病院長制定)は廃止する。

附 則(平成28年9月27日規則第136号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第94号)

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(平成30年10月24日規則第105号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和2年5月13日規則第61号)

この規則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年9月30日規則第94号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第29号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。